

**「ロングストーリーによる地域のコンテンツの連携促進に向けた実証調査」
公募要領**

令和5年5月17日
観光庁観光地域振興課長

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の流行は、地域経済を支える観光産業等に大きな打撃を与えた。令和4年10月の水際対策の抜本的な緩和を機に、観光立国の復活を図るべく、足下の円安のメリットを最大限活かし、訪日外国人旅行消費額の年間5兆円超の速やかな達成を目指していく必要がある。

そのためには、訪日外国人旅行者の更なる消費額の増加及び滞在の長期化を促進させることが重要であり、地方部への誘客を図りつつ、各地域の周遊を促進させる必要がある。特に旅全体を通じて一貫したストーリーを有するツアー（以下「ロングストーリーツアー」という。）は多くの観光客を魅了し、長期滞在を促すものと考えられる。

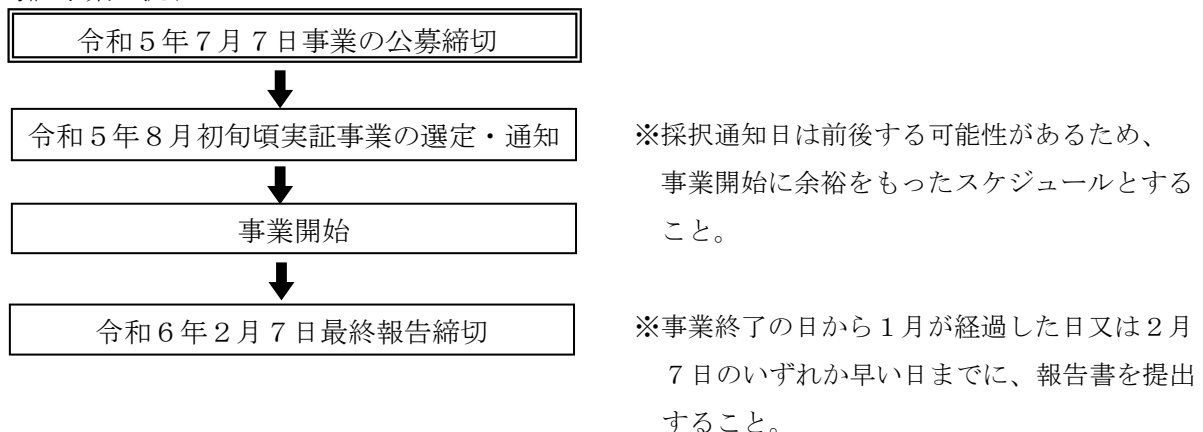
こうした観点を踏まえ、本事業では、訪日外国人旅行者の観光需要を捉え、消費額の増加及び滞在の長期化に資するロングストーリーツアーを造成する。

【ロングストーリーツアー】 = 【ロング：1週間以上の】 + 【ストーリーツアー：旅を通じて一貫したストーリーを体感できるツアー】
--

2. スケジュール

事業の実施期間は、選定後より令和6年1月31日（水）までとします。

《参考》事業の流れ



3. 事業内容

(1) 事業計画書

- ・ 実証事業を実施するプロジェクトチーム（以下、「プロジェクトチーム」とする。）は、実証事業がより本事業の趣旨に沿った効果的なものとなるよう、観光庁が業務を委託する事業者（以下、「事務局」とする。）と協議し、事業計画書を作成するものとする。なお、事業計画書の作成にあたっては公募申請書の記載内容に沿ったものとしなければならない。

(2) ロングストーリーツアーの造成

- ・ プロジェクトチームは、ロングストーリーツアー（1週間以上にわたり、一つのテーマ・魅力的なコンセプトのもと、旅行者が旅を通じて一貫したストーリーを体感できるツアー）を造成するものとする。

<ロングストーリーツアーの造成における留意点>

①ターゲット設定

- ・ 造成するツアーがターゲットとする顧客像を具体的に定義できており、造成しているツアー内容との親和性も高く、明確なターゲット設定がなされていること
- ・ 極端にニッチな顧客をターゲットとした旅行ツアーになっておらず、造成するツアーに興味を持つターゲット層が一定規模存在すると想定できること

②テーマ・ストーリー・要素

- ・ 行程を見て分かるような、ツアーの最初から最後までに一貫したテーマがあり、かつ設定されているテーマはターゲット顧客層にとって魅力的であると考えられること（例：水にまつわるツアー、鮭にまつわるツアー、歴史上の意味のあるルートを辿るツアーなど）
- ・ ターゲットに対して、テーマを適切な切り口で楽しむ方法（How）がコンセプトとして設定されていること（例：テーマ「アイヌ文化」に対して、「伝統楽器を通じて深める」など、テーマを楽しむ適切な方法が提案されている）
- ・ 設定されたテーマに基づき、コンセプトの切り口でツアーを楽しみながら、参加する旅行者に感じてもらいたいストーリーが設定されており、それらが魅力的なものとなっていること

③ツアー設計

- ・ ツアーの内容やターゲット顧客に対して宿泊先が魅力的なものとなっていること
- ・ 全体から部分を見せていくような、適切に情報提供を行っていく行程設計となっており、またよりコンセプトやストーリーを体現でき、より深く味わえるような設計となっていること
- ・ 各行程を体験する意義や、行程が組み立てられている意図が明確であること
- ・ ツアー行程全体を踏まえて、毎日同じ体験ばかりを行うのではなく、テーマやコンセプトには根ざしつつも、体験のバリエーションがあり、行程にメリハリがあること
- ・ ツアー設計時に以下の点の配慮がなされていること
 - 価値体験向上に向けた工夫
 - 環境負荷への配慮
 - 顧客の多様性にあわせた工夫

- 旅行者マナー向上に向けた工夫
- 怪我や病気が生じた場合の対応

④商品等の販売体制

- ・ 海外市場への販売に向けた活動をしていく体制構築に向けて方向性の検討や準備ができていくこと
- ・ 想定する販売チャネルに応じて、必要なパンフレットやWebサイト等に利用する情報もしくは素材が整えられる見込みがあること
- ・ プロジェクトチームのメンバーが持つ販売チャネルや、外部の販売チャネルなど、販売に向けたプロモーションやチャネル開拓をどの様におこなっていくかの計画があること
- ・ 十分なクオリティで楽しめる季節が一定期間以上あること
- ・ 中心となる体験ができる確率が一定より高いこと

⑤ツアーの品質確保

- ・ 適切な知識と経験を有したスルーガイドの候補が具体的に選定されており、適切なガイディングがなされることが期待できること
- ・ 流暢でなくとも、適切かつ簡潔な英語でツアーを案内できる状態であること

⑥運営体制の工夫

- ・ 地域との合意形成が円滑に成される体制となっており、プロジェクトチーム内で円滑な連携が成される工夫がされていること
- ・ 事業終了後にも、ツアーの磨き上げや販売などを継続的に実施することができる見込みがあること

⑦地域貢献・地域連携

- ・ JSTS-Dに合致した取り組みとなっており、地域への貢献につながる事が期待できること
- ・ 本事業でのツアー造成において複数地域が関わっており、またそれによるツアー参加者の体験や、地域に対する貢献などに関して地域連携による相乗効果が期待できること（※複数の地域で連携することが望ましいが、連携については必須条件ではない）

(3) ガイド研修

造成したロングストーリーツアーのガイディングを担当するスルーガイドについて、以下のガイド研修に参加するものとする。

①座学研修

- ・ ロングストーリーツアーにおけるスルーガイドとして、基礎となるスキルやマインドセットを学ぶ
 - a)実施内容：スルーガイドとして必要なスキル、マインドセットを座学を通じて学ぶ
 - b)実施回数・日数：2回・1日（延べ2日間）
 - c)実施形態：webによるセミナー形式
 - d)実施時期：第1回：9月上旬に実施予定／第2回：10月上旬に実施予定
 - e)対象者：各プロジェクトチームのスルーガイド担当者（各プロジェクトチーム2名）及び

関係者（各プロジェクトチーム2名まで）

<留意点>

- 一部英語での実施を想定しているが、研修の円滑な遂行および目的から日本語への翻訳等は実施しない

②実地研修

②-1 集合研修

- ・ 国内で集合形式にて、専門家から、スルーガイドに求められるガイディングのスキルについて、実地を中心とした研修プログラムを通じて学ぶ
 - a) 実施内容：スルーガイドとして必要なガイディングスキル等について実践を通じて学ぶ
 - b) 実施回数・日数：1回5泊6日（計6日間※前後移動を除く）
 - c) 実施時期：10月下旬～11月初旬
 - d) 対象者：各プロジェクトチームのスルーガイド担当者（各プロジェクトチーム2名）

<留意点>

- 英語での実施を想定しているが、研修の円滑な遂行および目的から日本語への翻訳等は実施しない
- 各プロジェクトチームのスルーガイド担当者が研修に参加するために必要な旅費・宿泊費は事務局の負担とする。
- 実証事業で負担することが想定される費用については、申請様式8の見積もりに記載すること。

②-2 実踏研修

- ・ 各プロジェクトチームが造成したロングストーリーツアーに対して、専門家による実踏およびフィードバックを行い、ガイディングおよび行程の磨き上げを実施する
 - a) 実施内容：専門家（1名程度を予定）による現地実踏とフィードバックの実施
 - b) 実施回数・日数：1回5泊6日程度（※各プロジェクトチームで造成するロングストーリーツアーに応じて調整可）
 - c) 実施時期：1月頃
 - d) 対象者：各プロジェクトチームのスルーガイド担当者（各プロジェクトチーム2名）及びプロジェクトチーム関係者

<留意点>

- 英語での実施を想定しているが、研修の円滑な遂行および目的から日本語への翻訳等は実施しない
- スルーガイド2名、専門家の旅費・宿泊費及び専門家の謝金は事務局の負担とする。
- スルーガイド2名以外のプロジェクトチーム関係者の旅費・宿泊費は実証事業で負担するものとする。
- 上記以外の実踏研修において必要となる費用は実証事業で負担するものとする。
- 実証事業で負担することが想定される費用については、申請様式8の見積もりに記載す

ること。

(4) 中間評価

- ・ ロングストーリーツアーの造成状況に関して、有識者による3回の中間評価を予定している。
- ・ 各プロジェクトチームは、中間評価に必要な進捗状況等の情報を事務局へ提供する。(中間報告)
- ・ 各プロジェクトチームは中間評価によって得られた意見を実証事業にフィードバックするものとする。なお、中間評価で得られた意見を元に、必要に応じて事業計画書を変更し、事務局へ提出するものとする。

(5) 事業効果の検証

- ・ 公募申請書に記載を行った事項に基づき、本年度の実証事業終了時点での事業効果の検証を実施する。
- ・ 事業効果の検証にあたってはアンケートやFAMツアーなど、必要な手法を設定するものとする。なお、検証の手法については、事務局と事前に調整するものとする。

(6) 報告書等の作成

- ・ 観光庁が別途定める様式に基づき、事務局と調整の上、以下の書類を作成する。

①報告書及び精算に必要な書類

- ・ 事業終了の日から1月が経過した日又は令和6年2月7日のいずれか早い日までに、事務局に対して報告書及び事業収支決算書、指定する経理に関する帳票書類(請求書、支払明細書、領収書等)等を提出する。
- ・ 観光庁は、報告書における内容の一部又は全部をホームページ等で公表できるものとする。

②その他必要な書類

- ・ 観光庁又は事務局による進捗状況の把握等のため、観光庁又は事務局の求めに応じ、必要な書類を提出する。特に、取組内容が分かる公開可能な写真の提供を依頼する可能性があるもので、収集しておくこと。
- ・ 事業終了後も、観光庁が本事業による成果等について調査を行う際には協力すること。

4. 公募の要件

(1) 実施体制

- ・ コンテンツ事業者、地方公共団体、DMO、飲食事業者、宿泊事業者、交通事業者、旅行会社、漁業、農業、地場産業等など、複数の団体から構成されるプロジェクトチームであること。
- ・ プロジェクトチーム全体を統括する代表者(以下、「代表者」とする。)を配置すること。

5. 支援対象経費

(1) 支援対象経費

①ロングストーリーツアーの造成

- ・ 体験型・滞在型コンテンツの企画開発
- ・ ワークショップ、協議会等の開催
- ・ 地域事業者や地域住民に対するセミナーの開催
- ・ 専門家からの意見聴取
- ・ ローカルガイドの育成
- ・ 課題抽出のためのモニターツアーの開催
- ・ 地域資源の多言語情報提供

②ロングストーリーツアーの販売に係る経費

- ・ 企画開発した旅行商品等の OTA (OnlineTravelAgent) への掲載
- ・ 企画開発した旅行商品等の販売のために行う旅行会社との商談
- ・ 販路開拓のための FAM (Familiarization Trip) ツアーの実施

※本実証事業において造成したロングストーリーツアーは実証事業の実施期間内に販売する事を目標とし、上記の経費を必ず含むこと。

③情報発信のための素材やツールの作成

- ・ 企画開発した旅行商品を販売するために必要となる写真、動画、ホームページ、チラシ、パンフレット等、対外的な情報発信のための素材やツールの作成。なお、③の経費については、支援対象経費の総額の2割程度を上限とする。

④造成したロングストーリーツアーの効果の検証に必要となる経費 (FAM ツアー、アンケート等の実施)

また、以下の費目のいずれかに該当する必要がある。

ア. 謝金

- ・ 専門家、有識者等に対する謝金

※国の支出基準（謝金の標準支払基準 平成 27 年 3 月 6 日 各府省申合せ）に準じた金額のみ、支援対象とする。

イ. 賃金

- ・ 実証事業の取組に係る事務を補助するために任用する臨時職員の賃金

ウ. 委託料

- ・ ロングストーリーツアーの造成に係る委託料

※本費目は、実証事業の一部をプロジェクトチーム以外の事業者へ委託する場合の費目である。

※委託料の内訳に他の費目が含まれる場合は、各費目の要件に沿う必要がある。

※実証事業の主たる部分（企画・とりまとめ等）の委託は不可とする。

エ. 借料・損料・使用料

- ・ 本事業の取組に係る会場の借上料、使用料

- ・ 本事業の取組に係る備品や機材等のリース料

オ. 旅費

- ・ 実証事業を行うために必要な出張等に係る経費。

※国家公務員等の旅費に関する法律に準じた金額のみ、支援対象とする。

カ. 消耗品費

- ・ 本事業の取組に必要となる消耗品の購入費。ただし、単価が 10 万円未満、かつ、本事業に限り使用する物品とする。

キ. 雑役務費

- ・ 雑役に関する経費

ク. レンタルやリースでは対応できない必要物品の作成・購入費

- ・ 本事業では、ロングストーリーツアーの造成等に必要範囲で、レンタルやリースでは対応できない必要物品（案内看板等）を作成・購入することが想定されます。それらの物品は全て観光庁に帰属しますが、観光庁と協議の上、事業終了後に参画する地方公共団体が無償で譲り受けることができます。なお、譲渡を希望しない場合は、本事業の実施主体の責任の下、速やかに撤去・廃棄を行ってください。

※プロジェクトチーム内に地方公共団体が参画する場合のみ。

<留意点>

- ・ 本事業に関連して収入が発生した場合は、事務局と調整後に支援額を減額します。

<支援対象とならない経費の具体例>

- ・ 本事業に直接関係のない経費
- ・ 実証事業として選定される前に発生した経費
- ・ プロジェクトチームにおける経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等）
- ・ 実施するイベントにおける景品等の購入費
- ・ クーポンや乗車船券等の割引原資のための経費
- ・ 会食費、弁当代等の飲食費
- ・ マーケティング調査（市場調査、ニーズ調査等）に係る経費
- ・ メディア等を活用した広告、インフルエンサーやメディア等の招請その他プロモーションに係る経費
- ・ 国その他行政機関等により別途、補助金、支援金、委託費等が支給されているもの、又は、支給を予定されているものがある場合の経費
- ・ 本事業における資金調達に必要となった利子等

(2) 支援対象経費の規模

- ・ 支援対象経費の上限は 1 件あたり 2,000 万円(税込)とし、選定件数や提案内容に応じて金額を決定する。

(3) 支援対象経費の精算

- ・ 各プロジェクトチームは事業終了の日から1月が経過した日又は2月7日のいずれか早い日までに、事務局に対して実証事業の報告書及び事業収支決算書、指定する経理に関する帳票書類（請求書、支払明細書、領収書等）等を提出するものとする。
- ・ 事務局による金額の決定を受けた後、事務局から各プロジェクトチームが指定する口座に支援対象経費を支出する。なお、複数口座へ分割して支出することは行わない。
- ・ 事務局において、支出額及び内容については厳格に審査することとし、支出が適当でないと判断される場合には支払いの対象外となる可能性があるため、留意すること。

6. 選定

(1) 選定件数

- ・ 応募状況及び評価に応じて決定するものとする。（10件程度を想定）

(2) 選定方法

- ・ 有識者からなる委員会を開催し、6.(4)の選定基準に基づいて総合的に評価を行った上で選定する。
- ・ 申請書による1次審査の後、有識者によるヒアリングを含めた2次審査を実施する。なお、ヒアリングにはプロジェクトチームの関係者及び、公募申請書に記載のスルーガイドが参加する事とする。
- ・ ヒアリングは対面とwebによるハイブリッド形式での実施を想定しているが、詳細は1次審査終了後、対象となるプロジェクトチーム宛に、事務局より通知するものとする。

(3) 選定スケジュール

- 5月17日：公募申請開始
- 6月14日：質問会
- 7月7日：公募申請締め切り
- 7月中旬：ヒアリング対象者への連絡
- 7月25日：2次審査（ヒアリング）
- 8月上旬：採択事業の決定通知

(4) 選定基準

- ・ 本事業の要件に沿った提案であることを前提とした上で提案書における各項目において、3.(2)〈ロングストーリーツアーの造成における留意点〉に記載の①～⑦に実現可能性を加えた観点から評価を行う。

(5) 選定結果の通知及び公表

- ・ 選定結果は、選定されたプロジェクトチームに対して通知するとともに、速やかに観光庁のホー

ムページで公表する。

7. 提出

(1) 提出期間

- ・ 令和5年5月17日（水）～令和5年7月7日（金）13：00 必着

(2) 提出書類

①公募申請書（概要版、様式1～7）

②公募申請書（様式8）

<提出にあたっての留意点>

- ①・②の様式は、(3)提出方法に記載のポータルサイトからダウンロードするものとする。
- 提出書類は全て電子データ（①はパワーポイント形式、②はエクセル形式）で提出するものとする。
- 各提出書類の電子データの標題は「プロジェクトチーム名_ロングストーリーツアー名」とすること。
- ロングストーリーツアーの内容がイメージできるように、必要に応じて図や写真を使用して様式を作成するものとする。なお、これらの図や写真は観光庁ホームページ等で使用する可能性があるため、公表可能なものを添付すること。

(3) 提出方法

- ・ 以下のポータルサイトより提出すること。

<ロングストーリーによる地域のコンテンツの連携促進に向けた実証調査特設 web サイト>

URL : <https://longstory.jp/>

※提出後、3日（土曜日、日曜日、祝日を除く）以内に事務局より申請を受け付けた旨のメールを送付する。なお、当該メールが届かない場合は、以下に連絡するものとする。

<連絡先>

ロングストーリーによる地域のコンテンツの連携促進に向けた実証調査事務局

近畿日本ツーリスト（株）公務営業支店

TEL:03-6848-9911（平日10：00～17：00） メール：longstory@or.knt.co.jp

(4) その他

- ・ 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、応募を無効とする。
- ・ 提出書類の作成に係る費用は提出者の負担とする。
- ・ 提出書類について、提出者に無断で二次的な使用は行わない。
- ・ 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- ・ 提出書類は行政文書に当たるため、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき、開示請求があった場合は、開示対象となることがある。
- ・ 取組の内容が法令に違反することが判明した場合、又は、申請の内容に虚偽があった場合には、

直ちに選定を取り消し、支援額の全額返還を求めることがある。

- ・ 提出期間終了後における提出書類の修正は受け付けないものとする。(※記載間違いや空白等が無いように十分に確認して提出すること。)

8. 問い合わせ

本公募要領に関する問い合わせは、以下の担当者まで連絡するものとする。なお、本公募に関して観光庁又は事務局を直接訪問することは受け付けない。

<問い合わせ先>

ロングストーリーによる地域のコンテンツの連携促進に向けた実証調査申請窓口

(近畿日本ツーリスト(株) 公務営業支店)

TEL:03-6848-9911 (平日 10:00 ~ 17:00)

E-mail: longstory@or.knt.co.jp

※個別の審査結果に関するお問い合わせにはお答えできません。

<問い合わせ受付期間>

令和5年5月17日(水) 10:00 ~ 7月7日(金) 13:00

(受付時間: 10:00~17:00 ※土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

以上